

第5回浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会会議録

会議名	第5回浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会
日時	令和2年8月27日(木)10時00分～11時30分
場所	第2東分庁舎2階南会議室
出席者	委員 9名 市 7名(事務局3名を含む) ※詳細は裏面参照
次第	1 開会 2 議題 検討結果報告書(案)について 3 その他
会議資料	別紙のとおり

(開会 10:00)

1 開会

【事務局】

本日は、お忙しいところ、また暑い中、お集まりいただき感謝申し上げます。最初に、資料の確認をさせていただく。本日の会議次第、裏面が出席者名簿となっている。次に、改正検討委員会の検討結果報告書の案の冊子とカラーでホッチキス止めしてある資料をお配りしている。

また、費用弁償をお支払いさせていただくための移手段等確認書をお配りしているのので、こちらについては、ご記入の上、お帰りの際に事務局へご提出をお願いする。

次に本日の出席者であるが、遅れているが全員出席と聞いている。

なお、名簿のとおり事務局と各支所職員が出席しているのでご確認をお願いします。

それでは、議題に入る前に委員長から一言ご挨拶をいただきたいと思う。

【委員長】

大変お暑い中、お集まりいただき感謝申し上げます。この会も第5回目ということで当初は4回を予定していたが、だいたい月1回、今月は2回ということで第5回目を迎えた。前回は活発な

議論をされており、なんとか（案）というかたちで事務局に作成していただいた。これを皆様方にもう一度ご確認いただき、修正するところがあれば、また議論をいただきなんとか最終的なかたちに持っていければという風に思っている。よろしくお願い申し上げます。

2 議題

(1) 検討結果報告書（案）について

【事務局】

それでは、これより議題の方に入らせていただく。議事進行については、当委員会設置要綱の規定により委員長が議長を務めることになっており、これより先の議事進行については委員長にお願いしたいと思う。よろしくお願い申し上げます。

【委員長】

先ほども申したように、本日が最後の検討委員会ということで一応予定している。これまで検討委員会において議論してきた内容と結果について、事務局の方で報告書（案）ということでまとめていただいた。これをもとに本日は、確認をしていきたいと思う。報告書（案）については、事前に皆様方にお配りをしているということで、皆様ご一読いただいておりますかと思う。まず初めに、事務局から（案）について説明いただき、その後、委員の皆様からご意見等を賜ればと思う。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

～資料について説明～

【委員長】

事務局には大変ご苦労いただき、まとめていただいた。今ご説明いただいた通りかと思うが、大きくわけて3つということで、1つ目が加算についてである。これは皆様方にご議論いただいた結果として、高齢化加算と年少人口加算というかたちをとった。

一方で、やはり事務的な負担が大きいということから、より簡素化するとともに皆様方にもっと知ってもらうために支援体制を強化する、というのが2つ目である。

3つ目は課題解決特別事業についてである。先ほどの話もあるが、皆様方に活動をより積極的にやってもらいたいと思う一方で、課題解決特別事業の申請等々に大変な部分があるということである。この部分をより事務局にサポートしていただいた上で、より使ってもらいやすいような体制を整えると同時に、より連携を深めるために、連携団体数に応じた上限額の引き上げ、下限額の引き上げというかたちで、より積極的に課題解決事業を使っていただく体制を整えるということである。

附帯意見に関しては、皆様方にこれまでご議論いただいたように、いろいろまだ課題等あるということで附帯意見として書かせていただいた。そのポイントだが、2回出ている部分があり、制度を継続させるというのをかなり強めに書いてある。これが我々としても大前提として、制度を継続すると同時により良くしていくというのを念頭に置いている。

アの真ん中に、まちづくり団体の取組や活動拠点の実態に応じた支援を総合的に行うとあるが、この交付金制度とは別のところで、このようなことについてサポートをさせていただきたいと思っており、今後（仮称）まちづくりセンターとしての制度を固めていき、関わらせていただきたい。

イに関してもご意見をたくさんいただいていたが、基礎額と活動費の交付比率をどうするかということである。本来はここで決める必要があったがなかなかそこまでは行かなかった。ここに書いてあるように今後検討していくということである。

ウに関しては、先ほど若干申したがコミセン化との兼ね合いが今後出てくる。この交付金制度とコミュニティセンター化の関係が今後の課題になってくると思っている。

これを踏まえて皆さんからご意見ご質問をいただきたい。皆さん方からご意見は賜っているが必ず十分に反映されているかと言われたらどうかと思う。事務局にまとめていただいたかたちになっているため、何かご意見があればお願いしたい。

【委員】

申し上げたことが難しいなかでまとめられていてご苦労されたと思う。特に私はこれまでも申し上げてきたが、最後の附帯意見のところだが、イの5行目「更なる充実の上、継続すべきである」の「更なる充実」の意味だが、財政当局に遠慮している言い回しである。現在、今の公民館をコミセン化し、まちづくりを進めているところである。また、自治区制度を廃止して協働のまちづくり条例を敷いて市がこぞってまちづくりをやっていくのだという、ちょうど来年度が過渡期になる。そのような中で、この検討委員会で交付金の額を考える時に、天井が1億1千万くらいということで皆さん右往左往しながらご苦労されている。市がそういった格好でまちづくりに力を入れていくのだという姿勢を見せられたため、この際増額して十分な財源を確保されて地域の方に頑張ってもらいたいのだという思いを上手く伝えるか、あるいは事務局に内部の方で頑張ってもらおうようお願いしたい。

それと、アのまちづくり総合交付金制度のあり方についての2行目に、「地域と行政の協働により地域住民に対して」とあるが、ここが文章的に上手く流れない。例えば私が言うのであれば、「地域と行政の協働による活動を推進することの大切さと交付金の趣旨や目的を住民に対して改めて説明をする必要がある」、という格好に私ならする。そこの部分の言い回しが流れないと思った。それと1番下のウだが、出だしに「市民により」と比較が入っているが、「市民によって」や「市民による」、という字句の使い方がどうなのだろうと感じたので申し上げておく。

【委員長】

アの2行目について私もどうかと思っていた部分である。もう一度確認だが、「地域と行政の協働により活動を」この続きはどうであったか。

【委員】

今つくった言葉ではあるが、流れとすれば「活動を推進することの大切さと交付金の趣旨や目的を住民に対して改めて説明する必要がある」このように僕は考えた。

【委員長】

「地域と行政の協働による活動を推進することの大切さと交付金の趣旨や目的を住民に対して改めて説明する必要がある」ということである。今のご意見に関していかがか。内容に関しての変更ではないので、よろしければ委員のご提案のとおりさせていただきたいが、いかがか。

～委員複数名願く～

【委員長】

それではそのようにさせていただく。あとうの所の「市民により」の「より」はどこにかかるのか。

【事務局】

「より積極的に」等の意味の「より」である。「市民にさらに身近な」という意味である。

【委員長】

身近な、にかかるということか。

【事務局】

そうである。紛らわしくて申し訳ない。

【委員】

今の委員と同じ行のアの所だが、これは非常に大切であるという説明に同感である。1行目だが、「長期的に制度を継続するとともに」の部分、これは本当に大切なことだと思う。しかしながら、財源が過疎債という説明が前にあった。そうすると過疎債も延命措置ができるかといえば、市ではそういうことが全くできないと思う。そうすると、この事業が対象外となったと同時に制

度が廃止になったら困る。乏しい財源の中でも長期的に確保できるように、もし過疎債事業の対象から外れることになっても事前に別の一般財源からも持って来られるような対策を考えておかないといけない。永続的にある過疎債ではない。延長になったからこれが使えるだけである。ここが非常に重要であると思った。

それと確認だが、5 ページにある中長期計画についてだが、複数年というのは2年あれば良いという解釈でよろしいか。

【事務局】

そうである。

【委員】

地域づくりというのは中途半端な計画ではできない。なかなか小手先ではできない部分も大きい。そうすると50万、100万では完成しないことも多い。3年計画を立てれば3年ごとに100万しか申請できないのか。3年間で完成させるためにも毎年100万ずつの投資をしないと達成されない、そういうことも浮上してくる。そうするとまちづくり組織で去年も100万円申請したけれども、また今年も100万円申請したい、来年も申請し、合計3回ほどで中長期計画が完成するのだというような計画を立てた場合に、そんなに同じ団体にばかり交付できないということがあるのかどうか。ここらが質問である。

もう1点は、4ページの事務的支援についてである。コミセンの事務的支援、これは非常に大切である。事務も煩雑で各地区活動費を削って、事務手当を出してお願いしている実態がある。そうするとコミセンの主事さん1人増えると聞いたが、その人の役目が「地元のまちづくり組織の事務的支援」と明確になってないと担当された人によっては、「そんなことできない。大変な量の仕事をこなしているため自分たちでしてもらいたい。公民館ではできない」と逃げられる。支援をしていただくということになれば、ある程度そこらを明確にしておいてもらわないと困る。

【委員長】

まず1点目の回答をお願いします。

【事務局】

過疎法のことだと思うが、これは国で取り扱いをされている。来年4月以降どうなるのかということもあったが、おっしゃるようにこの制度は地域の活動の貴重な財源である。報告書に継続するというご意見をまとめられているため、この提言通り、方向性としてはよろしいかと思う。市の方でも今回のコミュニティセンター化等と併せて、必要な交付金制度と認識している。過疎法の適用がなくなったとしても一般財源なりで対応するというように、検討委員会の中で報告書としてまとめていただいて市に出すことが非常に大事だと思っている。これでよろしいと思う。

【委員長】

2点目について回答をお願いします。

【事務局】

課題解決で長期的に取り組む場合、毎年100万円ずつの申請ができるかということだが、全く同じ事業については毎年申請することはできないが、一連の中でステップアップしていくというような形の申請であれば、申請することは可能である。

ただし一方で、交付金制度は未来永劫ずっと続くものではないので、自立して運営できる仕組み等も根本として審査される。そういったところも含めた上での申請というかたちにはなる。申請することは全く同じことでなければ大丈夫である。

【委員】

いやいや中長期計画であるため、2~4年同じ事業で計画を立てることになる。別の事業を始めればそれ以上に経費がかかる。例えば高齢化対策事業を3年間やるとする。それで2年後も高齢化対策事業で運営費や人件費というもので申請するのはもちろんおかしいと思うが、いっぺんにはできないため、2年目は高齢化対策事業の中で設備充実をさせる、3年目はこれをするというよ

うにすると同一事業になるがそれはだめか。

【事務局】

例えば高齢者対策事業で高齢の方を送迎するという事業を1年目にスタートして、2年目もまた同じ経費で100万円申請するというようなことはできないということで、同一事業と説明させていただいた。

【委員】

1年目は送迎用の車買うと、2年目は休憩室の整備をすると、同じ事業の中でも1つずつ分野が違えば大丈夫ということであるか。

【事務局】

そういうことである。その中で持続可能な経営や運営を考えていただきたい。

【委員長】

それでは3点目の4ページの事務的支援の充実について説明をお願いします。

【事務局】

センター職員の仕事としてまちづくり推進委員会の事務をするというを明確化してほしいということであったと思う。ちょうど今公民館のヒアリングを行っているところであるが、そういったところで地域の実情を整理しているところである。館や地域によって違うが、その中でセンターが担うべき仕事を今後個別に設計をしていく。主事さんや地域のみなさんと話し合いながら、みなさんで決めていくというかたちを考えている。

【委員】

みなさんでということは、地域によって相談して役割を決めるようにということであると思うが、「とてもじゃないがそんなことできない」と言われたら、自分たちは説得する力がないためやってもらえないということになる。

【事務局】

今のコミュニティセンターの検討報告書の中では、公民館の主事さんと地区まちづくり推進委員会との関わり方にも触れてあり、その中で先ほどあったように地域によって実情が違い、現在既に公民館がまちづくり委員会の事務局をしっかりと持ってやっておられるところもあれば、全く関わりのない公民館とまちづくり委員会という関係性の地域も多くある。そこを来年4月から一律に、まちづくりセンターの主事さんが全てまちづくり委員会の事務局を会計から事務局から全て担うというのは、できる所とできない所とあるため、そこは市の方で一律強制的に職務としてやりなさいというところまでは踏み込んでない。地域によって考え方が違い実態も違うため、そこは柔軟な対応したいと思っている。

【委員長】

ただ一方で最低限これだけはやってもらいたいというのを定めておかないといけないと思う。

【事務局】

どういった役割を担うかという整理をするために、先ほどもあったが公民館に個別にヒアリング・実態調査をさせていただいている。統一的に最低限できるところの事務や業務の部分との仕分けを行っている最中である。

【委員】

何か担保されないような感じがする。大きな課題と仕事をたくさん持ってコミセン化をスタートするため、主事さんに余裕はないと思う。「今まで地元の人たちがやってきた事務まで担わされるとは何事だ、できるわけない」というように反対されたら、私たちはそれ以上の説得はできないかもしれない。少し釘をさしておいてもらわないといけない。理解のある職員さんがおいでになった場合はやっていただける可能性がある。地域ごとに条件が違うと言われると、地域によってアンバランスがでてくる。

【事務局】

具体的にいうと三隅自治区では既に公民館が事務局を担っているという実態があり、そのような所では4月から引き続き担っていただく。

一方で例えば小国波佐のまちづくり委員会だと今までやっておられないということで、来年4月から通帳管理から事務処理から全てやっていただくのは難しいのではないかと思う。それをどこまでできるかというのを今まさに整理をしているところである。

【委員】

事務支援とはどこまでを指すのか。

【事務局】

ここで言う事務的支援の充実ということで4ページにあるが、これはまちづくり総合交付金の申請の事務手続きというのが地域によっては負担になっておられるということで、申請なり決算書の作成等のそういったところを市の方でもしっかりサポートしていきたいということで、事務的支援の充実と記載させていただいた。

【委員】

いやいや実際の仕事はそれしかない。私たちが今お金を払ってお願いしている。公民館が2つあるため2人の主事さんにお金を払ってお願いしている。まちづくり委員会から活動費を削って事務費として公民館主事さんにお金を払ってやってもらっている。決算書を作って報告する時は、合体させて縁の里づくり委員会として提出しなければならない。その総合的な事務作業をするのに公民館とは別に一般の人をお願いしている。合計30万円くらい使っている。そのため、事務支援をコミセンの主事さんがしてもらえると活動費にお金が回せる。地域によっては担当者が「私はそのようなことはできない」と一方的に反対されたら困る。事務支援といっても他に事務はない。

【事務局】

ここでいう事務支援は申請や決算の事務的な支援ということである。

【委員】

公民館主事さんの数もいろいろある。市内は多い。ある程度統一してもらわないといけない。まちづくりの事務支援をするのだと言われると、委員がおっしゃるように、例えばうちの場合だと主事さん2人でやっている。まちづくりは時間外が多いためそれをやれと言ったらそれは断られる。

【事務局】

コミセンの主事の職務の考え方についてはコミセン化のほうで今整理をしている内容である。ここで言う事務的支援は先ほどお話しさせていただいた通りであるが、公民館主事の役割や関係性についてはそちらのほうでしっかり整理させていただく。

【委員長】

事務局のおっしゃる通りかと思う。ここに書いてあるのはコミセン化に伴う全般の話ではない。コミセン化の会議の方につなげられればと思う。

【委員】

ぜひここでこういう意見があったとつなげておいてほしい

【事務局】

承知した。

【委員長】

他にいかがか。

【委員】

交付要綱の話だが、第5条に交付金の用途等いろいろと書かれているが、2項に次の経費に充ててはならないとある(4)の建物の関係についてである。公民館やまちづくりセンターが拠点となっているところはそれはそれで良いのだろうが、拠点施設がない地区のまちづくり委員会や単

独の団体というところで、光熱費についてはどうなのかということが1つあると思う。こちらへんをしっかりある程度規定していかないと使い方に差が出る。

(5)の寄付又は協賛に要する経費についてだが、例えば私のところは敬老会に助成している。敬老会はまちづくり委員会が主催するものではないため、他団体への助成金ということになる。他の団体の報告書を見たら、個人に関する部分の支出もあった。このようなことは、ここで言う寄付又は協賛に要する経費に該当すると思うが、そこをわかりやすく分けていただかないとばらつきがでる。自治会長会にお互いまちづくりから出しているが、飲食もある程度こちらへんまでは良いと分かりやすくしていただきたい。事業をする者は大半が素人である。

【事務局】

交付要綱は行政的な文言のつくりでわかりにくいところもあるかと思う。交付金については毎年説明会を実施しており、説明用パンフレットも別途わかりやすく作成している。そちらのほうでも詳しくまた説明をさせていただきたい。

先ほどあった、例えば集会施設の光熱費等は対象になる。寄付金や協賛ということで、地域の関係団体、例えば敬老会の実行委員会に敬老会の記念品代等について支出される分も問題ない。そちらのほうで趣旨に沿った支出をされているということであればそれも問題ない。自治会長会のお茶代も、自治会長会のほうにまちづくり委員会から助成をされて自治会長会のほうで用途に沿った使い方をされているのであれば、それも問題ない。

わかりにくくて申し訳ない。文言も今回要綱改正を行うので併せて少し整理できるところがあればわかりやすい表現に変えていきたいと思う。

【委員】

第3条に交付の対象となる団体についてまちづくり委員会及び町内会等になっている。この「等」に地元の各種団体が含まれているということか。敬老会実行委員会とか各種団体があるが。

【事務局】

第3条の町内会等の定義は第2条の(3)に町内会等の定義ということで定義をさせていただいている。町内会、自治会、地縁に基づいている団体のことである。

【委員】

宗教団体でなければ良いと解釈して良いか。

【事務局】

良い。

【委員長】

よろしいか。もしよろしければ、先ほど委員から指摘があったところを修正したうえで、これを最終的に報告書として提出させていただきたいが、よろしいか。

～委員一同頷く～

【委員長】

それでは、本委員会の報告書として市に提出をさせていただきたいと思う。修正後の報告書をまた皆さん方にお渡ししたいと思っている。市におかれては、本委員会の意見を尊重していただき、交付金制度を地域の皆様にとってより良い制度となるよう、制度設計をよろしく願います。以上で議事は終了となる。進行を事務局にお返りする。

【事務局】

委員長、皆様に感謝申し上げます。

1点言い忘れていたが、この報告書については9月議会で報告をさせていただく予定にしている。ご承知おきいただければと思う。

3 その他

【事務局】

現在、このコロナウイルスで市のイベントもそうだが、なかなか地域活動ができないといった状況であると思う。すでに何件か市に相談があるのが、みなさまの団体におかれてどのような状況なのか、意見交換ではないが、教えていただければと思う。コロナ対策でこういった工夫をしているということがあれば情報共有できればと思う。

急なため、わかる範囲で構わない。委員から順番に一言状況を教えていただければと思う。

【委員長】

どういうことを教えたら良いか。

【事務局】

まず地域活動ができている、できてないということである。既に中止をした、とか、この時期だと例えば運動会や敬老会を中止にした、とか。そういったことを教えていただければと思う。

【委員】

総会は資料を送り、書面評決で行った。

また、長沢の自治公民館での運動会、敬老会を中止にした。その他、グランドゴルフも中止し、老人会の総会は書類評決で行い、行事は全て休止している。

このように全部中止になっている。

【委員】

金城全体のことは分からないため、私の地元のことだけ話すが、各種団体の3月末決算の総会は書面決議でほとんど済ませた。

地元のイベントであるほたるまつりや運動会、盆踊り、さざんか祭り全て中止である。

小学校の場合は6年生が可哀想なため、来賓、観客無しで卒業式、入学式、それから運動会を内部だけで実施する。

非常に地域が疲弊化するため何か良い方法はなかろうかと地元でも検討しているが収束がいつになるかがわからない、出口がわからないため何の対応策もできない。今のところやる術がないというところである。

【委員】

定例会はまちづくり委員会で毎月1回している。だいたい2時間程度の会議を毎回している。事業としては、や市を継続してやっているが4、5、6月はやめて7、8月は外でやった。コロナもなかなか収束しないため次回は無理かなという話も出ている。

二十歳のつどい、2分の1成人もふるさと祭りがなくなったため集めてのイベントはやめたが、二十歳のつどいはリモートで初めてやってみた。新聞にも取り上げられたが、結構面白かった。2分の1成人はタイプカプセル作りや手形の記念品作りをした。

敬老会は全体の会は中止になったが、子どもまちづくりで各老人にお手紙を書くということで、今やっている。折り紙をしたりして、ほぼ出来た。

他のイベントはみな中止だが、中学校の、弥栄の未来を考えると、小学校で弥栄の秘密を探そうは公民館と連携をしながらやっている。だいたいそのようなところである。

【委員】

三隅自治区全体としては三隅フェスティバルが中止の連絡を受けている。あとは岡見まちづくり委員会のことだが、総会はみなさんと一緒に書面決議をしている。

運動会や敬老会、うちわまつり等は全て中止になっている。ただ、野外で行う例えば種まきやさつまいもの植え付けや収穫など外でやるものはやっている。グランドゴルフもやっている。総会は書面決議だったが、部会は野外であることもあるため、必要に応じて行っている

わくわくマーケットはやっている。7月いっぱいまではサロンは中止にしているがやはり買い物弱者のためにマーケット自体は毎週ずっとやっている。

【委員】

全般的なことはよく分からないが、すべての事業、敬老会、運動会等々はこの地域も中止と

決定している。

小学校の運動会は全学年保護者の出席は認める。いろいろ事業をしているがどこも中止である。市木は毎月定例会をしているが、2回中止したが、皆さん方の意見も聞かないといけないということでそれ以降はやっている。

【委員】

委員がおっしゃったことと重なるが、基本的には人が多く集まる三隅フェスや人権の集いは見送りということにした。来年のいつするか示して延期した。地域で密集してやる行事は中止ということにしている。

会議はいつもより多い。3密にならない体制でやっていくつもりである。

敬老会はいろいろな手法で、お弁当を作って配って回ろうと集まらないかたちを考えている。

まちづくりの総会はどういったことが懸念されるということで急いで広くとって一応やった。

公民館がからむもの早くから書面決議をした。

【委員】

公民館に関してである。当初はいろいろと公民館の活動を自粛していたが、7月くらいからは感染防止対策を施し、地域限定で特に夏休みの子どもの関わりについては実施した。

利用も定数の半分という人数制限をさせていただいている。定数が不明の場合は、通常、面積を20平米で割るところを4平米で割って出している。

結果的にどうしても盆踊りは公民館を使うことが多いが、中止や人数制限ができないということが公民館では多かった。

スポーツ施設においても屋内屋外と人数制限をする中で、地域でのグランドゴルフ等については結構多く利用されていると思う。ただこれもある程度近くでコロナの発生があったということで三隅のアクアを盆の間休館した。逆に旭のプールはせっかくの夏休みで、学校でもプールがなかったということで23日まで予定通り開館。ただし、発熱チェック等そういったところに注意しながらやっているところである。

図書館においても1人2時間という制限はあったが、今は都会地の方で流行っているということもあって1時間という利用制限をする中で開館をしているところである。やはり学生からは長い時間勉強できないということで問い合わせもあったが、まずは感染拡大防止ということでさせていただいた。

参考にだが、たまたま私は三隅まちづくり委員会の役員をやっており今日は岡見と黒沢と三隅ということであるが、三隅は総会は6月に行った。各種行事については縮小ということにしている。昨日は実行委員会があり、10月のスポーツ交流会はやる方向で決まった。ただし多くの事業が中止または縮小している状況である。

【事務局】

市としてもなかなか積極的にイベントをと云えない状況であるが、とはいえ地域活動を止めるわけにはいかないという部分もあると思う。今ご意見にあったように工夫して自粛されている部分があったため、そういった総会のやり方や取り組みの工夫についてみなさんと共有できるよう市としても情報提供なりしていきたいと思っている。

【委員長】

今の話は何か繋がるのか。何か意図があるのかと思ったがそこをいかがか。皆さん方そう思われていると思うが、そこは踏み込めないということか。

【事務局】

せっかくこういった地域で頑張っておられる皆さんが集まる機会があったので話を伺った。

【委員長】

では、私から言わせていただく。今皆さん方からいただいたように地域の活動はかなり制限されているということである。当初このように予算を組んでいた部分に関しては、中止または延期

になっていると思うため、より柔軟な予算の執行等々につなげてもらいたいと思っている。

【委員】

いろんなイベント、特に歴史文化伝統行事がコロナのおかげで中止になり来年からこれを機会に廃止になるものがいっぱい出てくるのではないかと思っている。何百年も続いていた歴史的なイベントがなくなりほしくないか少し心配である。地元の者も負担を感じながら伝統的なものだからと無理して続けているイベントがいっぱいある。

【事務局】

今のお話をお聞かせいただいたというのは、冒頭あったように事業ができないがどうしたら良いかという問い合わせがすでに何件もあり、実態を把握させていただいたということと、今お話を伺うといろいろな事業を中止されていて、総合交付金の予算自体が団体によっては大幅に余るということや、繰り越しという状況になるかと思う。この制度の中に繰り越し制度や翌年度以降積み立てをして有効活用するという仕組みもある。お問い合わせされる中にはこういった制度をご存じない団体の方もおられるためしっかりお知らせする中で、有効に活用していただけるようご案内をしていきたいと思う。そのようなことで状況を確認させていただいた。感謝申し上げます。

【委員長】

今おっしゃったようにその制度の存在というのをわかっていない方もおられるため、改めてこういう制度があるのでお困りの方がおられたらぜひそれを活用をとにかくたちでアナウンスしていただければと思う。

【委員】

お願いだが、20%以上の繰り越しになれば次年度の交付金が減額になる。今年は特殊な事情があるためどうにかならないか。

【委員】

積立ても目的がないとできない。

【事務局】

今おっしゃられたように繰り越しは20%を超えると相殺というようなかたちである。もう1つの手法として積立て制度がある。現時点で具体的に翌年度以降の長期的な積立て計画はなかなか難しいかもしれないかもしれないが、当面のところ翌年度以降で使いたいという意向があれば積立てのほうでご相談いただけたら現行制度の中で対応できると考えている。市のほうもそこは柔軟に対応させていただきたいと思っているのでよろしくお願い申し上げます。

【委員】

事業変更は認めてもらえるか。例えば、当初計画の中にはなかったが、今年は運動会が中止になったため、他で使いたいというようなものはどうか。

【事務局】

年度内の事業変更であれば決算の時にその旨を報告いただければと思う。

【委員長】

私の個人的な意見だが、当初の現状の制度内でも対応可能だということはあるが、一方でこのような状況なため特別に、「このようなことを認める」というようなことをあえて言ったほうが市としても支援をしているということになると思う。併せてご検討いただきたいと思います。

【事務局】

特殊な事情があるということを受けての対応ということで検討させていただきたいと思う。

【事務局】

それでは最後になるが、事務局からひと言ご挨拶させていただく。

【事務局】

まちづくり総合交付金制度の見直しにあたり委員長をはじめ委員の皆様には5回にわたり検討

いただき、貴重なご意見いただき、本日の検討結果報告書のとりまとめまでご尽力いただき大変感謝申し上げます。

次回からの見直しに反映ができるもの、できないものがあるが、附帯意見ということでいただいているので、しっかり市のほうで受け止めて制度の見直しを図っていきたいと思っている。

先ほどもあったが、来週から9月議会が始まり、9月9日に所管の委員会で今日まとめていただいた検討結果報告書、若干修正はあるが、委員会の報告を受けたということで議会に報告をさせていただきたいと思っている。市で報告書を尊重し再度見直しに向けた協議を進めていき、来年4月からに向けて取り組みを進めていきたいと思っている。

委員のみなさんには引き続き交付金制度についてご理解ご協力をいただきたいと思う。よろしくお願い申し上げます。

【事務局】

以上で検討委員会を終了する。

(閉会 11:30)